

他都市の処分事例について  
～介護サービス事業所・有料老人ホーム～

青森市 福祉部 指導監査課

令和3年度 介護サービス事業者等集団指導

■ 指定取消事例①

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特定事業所加算（Ⅰ）の算定に係る体制要件（※１）を欠きながら、特定事業所加算（Ⅰ）を算定し、介護サービス費を請求した。</u></li> </ul> <p>（※１） 体制要件：計画的な研修の実施 会議の定期的開催 文書等による指示及びサービス提供後の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に係る介護福祉士の配置等要件（※２）を欠きながら、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定し介護サービス費を請求した。</li> </ul> <p>（※２） 配置等要件：特定事業所加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所と同一の敷地に居住する利用者について、同一建物減算を適用せず、介護サービス費を請求した。</li> </ul>

## ■ 指定取消事例②

サービス種別	訪問介護
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>管理者が勤務時間中に別事業所で勤務</u>していた。</li> </ul> <p>② 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護計画を作成せずにサービス提供を実施した。</li> <li>・ 一部の利用者について、利用者負担額を徴収せず、<u>不正に割引</u>を行った。</li> </ul>

## ■ 指定取消事例③

サービス種別	地域密着型通所介護
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活相談員をサービス提供時に1名以上<u>配置していない</u>。</li> <li>・ 常勤の管理者を<u>配置していない</u>。</li> <li>・ 介護職員をサービス提供時に常時1名以上<u>配置していない</u>。</li> <li>・ 上記内容について、<u>市に相談することもなく放置</u>した。</li> </ul> <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人員基準違反であったにもかかわらず、定められた方法で請求していない。</li> </ul>

■ 指定の一部効力の停止  
 (新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割に制限 6か月) 事例

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員処遇改善加算について、<u>加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない</u>など、算定要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算を算定し介護サービス費を不正に請求した。</li> </ul> <p>② 虚偽報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員処遇改善加算について、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていなかったにもかかわらず、<u>実際の支給額と異なる金額を記載した虚偽の実績報告書を市に提出</u>したうえ、監査において当該実績報告書に合致する虚偽の給与情報を市に提出した。</li> </ul> <p>③ 虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員処遇改善加算について、加算の算定額に相当する賃金改善が行われていなかったにもかかわらず、代表取締役が<u>算定加算分の賃金改善を行った旨答弁した</u>。</li> </ul>

■ 指定の一部の効力の停止（3か月）事例

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
処分理由	<p>① 人員基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日中の時間帯に必要な人員配置を満たせていなかったにもかかわらず、<u>勤務実態が確認できない者をグループホームの介護従業者として勤務していたこととしていた。</u></li> </ul> <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連続して1割未満の<u>人員欠如となっているため、基本報酬を減算し請求する必要があったが、減算せずに請求</u>していた。</li> <li>・ サービス提供体制強化加算について、人員欠如により請求できないものを請求していた。</li> </ul> <p>③ 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特定の従業者が当該事業所に勤務していないことを知りながら、勤務していたこととし、</u>管理者の責務である従業者の管理を果たしていなかった。</li> </ul>

■ 指定の全部の効力の停止  
 (入所者の新規受入れ停止1か月、介護報酬の請求上限を7割に制限 3か月) 事例

サービス種別	(介護予防) 短期入所生活介護
処分理由	<p>① 人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員が利用者に対し <u>身体的虐待を加え、加療を要する傷害を負わせた。</u></li> <li>・ 虐待事案に対応するための組織体制 (※3) が整えられていなかった。</li> </ul> <p>(※3) 組織体制：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が暴力行為の隠蔽を図ったことに対し、事件現場を目撃した他職員からの報告があったにもかかわらず、<u>事実確認を行わなかった。</u></li> <li>・ 速やかに医療機関の受診に繋げなかったこと及び利用者とその家族に対する <u>正確な説明を行わなかった。</u></li> <li>・ <u>高齢者虐待を防止するための研修が行われてない。</u></li> </ul> <p>② 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別機能訓練加算について、加算要件を満たさない介護職員及び機能訓練指導員による機能訓練を実施し、<u>加算要件を満たす職員が実施したものと記録を偽った上で加算を請求した。</u></li> </ul>

## ■ 改善命令事例

サービス種別	有料老人ホーム
処分理由	<p>不適切な身体拘束</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設従事者が、身体的拘束をやむを得ず実施する場合の三原則など、<u>十分な検討を行うことなく、過剰な身体的拘束を実施</u>した。</li><li>・ 施設従事者は、過剰な身体的拘束が行われていることを知りながら、<u>高齢者虐待として認識せず代替策を講ずることなく市町村に報告せず、黙認</u>していた。</li><li>・ やむを得ず身体拘束を行う場合には、必要最小限の時間で行うこととされ、<u>その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないところ、なされていない。</u></li></ul>

■ 指定の一部効力の停止  
 (入所者の新規受入れ停止、介護報酬の請求上限を5割に制限 3か月停止) 事例

サービス種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
処分理由	<p>人格尊重義務違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室扉の外側から自転車用チェーンを掛け、<u>居室内から扉を開けられないようにする</u>身体的虐待を行った。</li> <li>・ 利用者を<u>強引に居室に連れて行こうと押す、引きずる</u>等の身体的虐待を行った。</li> <li>・ 夜間帯における多動を止める等を理由として<u>腕をつかむ、手を叩く</u>等の身体的虐待を行った。</li> <li>・ <u>食事を提供しない</u>、心理的虐待を行った。</li> <li>・ 利用者の<u>頭をサンダルで叩く</u>身体的虐待を行った。</li> <li>・ 食事のトレイで利用者を<u>小突く</u>身体的虐待を行った。</li> </ul>

■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例①

【通所介護、居宅介護支援】

■ 指定取消事例

サービス種別	通所介護
処分理由	<p>不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供の実績がないにも関わらず、<u>利用者の介護記録等を改ざんし、介護報酬を水増しして請求し、受領</u>していた。</li> </ul>

■ 指定の全部の効力の停止（5か月）事例

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>不正または著しく不当な行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人が運営する通所介護事業所の請求において、管理者から実際にサービス利用がない日にも請求を行っていることを聞いていたにも関わらず、実績等を確認せず、著しく給付管理を怠り、<u>不当に利用回数を増回した実績報告に基づいた給付管理票を作成し、介護サービス費の不正請求をほう助</u>した。</li> </ul>

■ 同一法人が運営する複数事業所の処分事例②

【訪問介護、居宅介護支援】

■ 指定取消事例

サービス種別	訪問介護、第1号訪問事業
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際のサービス提供が無いにもかかわらず、<u>訪問の回数を水増しして請求</u>した。</li> <li>・ <u>事業所の実態が届出していた住所ではなく、当該法人が運営するサービス付き高齢者向け住宅にあり</u>、同住所に居住する利用者及び、近隣に居住する利用者に対して訪問介護を提供していたにもかかわらず、同一建物減算をせず、算定している。</li> </ul> <p>② 運営基準違反</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>訪問介護計画やサービス提供記録を作成していない。</u></li> </ul>

## ■ 指定取消事例

サービス種別	居宅介護支援
処分理由	<p>① 不正請求</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>居宅サービス計画に利用者同意を得ていない</u>など、運営を適正に行っていなかったにもかかわらず、運営基準減算を算定せず、請求した。</li></ul> <p>② 監査の忌避及び監査における虚偽答弁</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 監査において、<u>書類を提出するよう指示したが、意図的に連絡に応じず監査を忌避</u>した。</li><li>・ 監査において、<u>不正請求を行った利用者が複数名いることを認識していたにもかかわらず、1名のみであると虚偽答弁</u>をした。</li></ul> <p>③ 不正または著しく不当な行為</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理者は介護支援専門員の立場でありながら、<u>当該法人が運営する訪問介護事業所の不正請求を自ら行い、著しく不当な行為</u>を行った。</li></ul>